	開設者	提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	説明
	法人	診療所開設許可申請書 (様式第1号) 【診療所開設許可手数料:18,000円】	・敷地周辺の見取図 ・敷地平面図 (求積図、建物配置図) ・建物平面図 ・建物平面図 ・建物立面図 ・エックス線装置に係る防護図、平面図及び立面図 ・定款、寄附行為又は条例 ・土地及び建物の登記事項証明書(原本) ・土地及び建物の賃貸借契約書の写し ・建築確認済証等の写し	1部(※注)	事前 (2週間前まで)	<ul> <li>○有床診療所の場合は、事前に「病床設置許可(県許可)」が必要です。開設のおよそ 2 か月前までに「病床設置許可申請書(県様式)」を提出して下さい。(事前にお問い合わせ下さい)</li> <li>○有床診療所の場合は、診療所開設許可後に別途「施設使用許可」が必要です。</li> <li>【施設使用前検査手数料:21,000円(実地検査)】(病床設置許可→開設許可→施設使用許可→開設後届]</li> <li>○麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書の写し」を添付して下さい。</li> <li>1日診療所の場合(健康診断、予防接種等)</li> <li>○「建築確認済証等の写し」、「土地及び建物の登記事項証明書(原本)」、「土地及び建物の登記事項証明書(原本)」、「土地及び建物の賃貸借契約書の写し」に代えて、「建物(敷地)の使用を認める承諾書(覚書)」又は「予防接種、健康診断等の実施に係る契約書(申込書)等の写し」を添付して下さい。</li> <li>○検診車を使用する場合は、エックス線装置に係る防護図、平面図及び立面図に加え、「車検証の写し」を添付して下さい。</li> <li>○規に、診療所の管理者である者が、同時に2以上の診療所の管理を行う場合は、事前に「2以上の診療所管理許可」が必要です。</li> </ul>
新 規 開 設 <主な事例> 1)新たに診療所を開設する 2)診療所を移転する		診療所開設後届 (様式第 5 号)	・管理者(医師・歯科医師) の免許証及び臨床研修 修了登録証の写し ・有資格者の免許証の写し	1部 (※注)	開設後 (10 日以内)	<ul><li>○事前に「診療所開設許可」が必要です。</li><li>○有床診療所の場合は、「病床設置許可」、「診療所開設許可」に加え、事前に「施設使用許可」が必要です。</li></ul>
3) 開設者を変更する(継承) 4) 医療法人化	個人	診療所開設届 (様式第 6 号)	・敷地周辺の見取図 ・敷地平面図 ・水積図、建物配置図) ・建物平面図 ・建物平面図 ・建物で面図 ・エックス線装置に係る防護図、平面図及び立面図 ・土地及び建物の登記事項証明書(原本) ・土地及び建物の賃貸借契約書の写し ・建築確認済証等の写し ・管理者(医師・歯科医師)の免許証及び臨床研修修了登録証の写し ・有資格者の免許証の写し	1部(※注)	開設後 (10 日以内)	<ul> <li>○有床診療所の場合は、事前に「病床設置許可(県許可)」が必要です。開設のおよそ 2 か月前までに「病床設置許可申請書(県様式)」を提出して下さい。(事前にお問い合わせ下さい)</li> <li>○有床診療所の場合は、事前に「施設使用許可」が必要です。</li> <li>【施設使用前検査手数料:21,000円(実地検査)】(病床設置許可→施設使用許可→開設届〕</li> <li>○麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書の写し」を添付して下さい。</li> <li>①「建築確認済証等の写し」、「土地及び建物の登記事項証明書(原本)」、「土地及び建物の質貸借契約書の写し」に代えて、「建物(敷地)の使用を認める承諾書(覚書)」又は「予防接種、健康診断等の実施に係る契約書(申込書)等の写し」を添付して下さい。</li> <li>○検診車を使用する場合は、エックス線装置に係る防護図、平面図及び立面図に加え、「車検証の写し」を添付して下さい。</li> <li>○現に、診療所の管理者である者が、同時に2以上の診療所の管理を行う場合は、事前に「2以上の診療所管理許可」が必要です。</li> </ul>

		開設者		手続内容			説明
		加以伯	提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	nル ウ1
	①開設者の所在地(住所)、 名称(氏名) ②施設の名称 ③施設の所在地 (同一敷地内に限る) ④診療科目 ⑤病床数(減床に限る)	法人	診療所開設許可事項一部変更届 (様式第8号)	<ul><li>①及び②の場合</li><li>・法人登記事項証明書</li><li>③の場合</li><li>・【要確認】</li><li>⑤の場合</li><li>・変更前後の平面図</li><li>※その他必要な書類</li></ul>	1部(※注)	変更後 (10 日以内)	<ul> <li>○開設主体を変更する場合は、診療所の廃止 及び新規開設の手続が必要です。</li> <li>○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地 処分変更証明書等」を添付して下さい。</li> <li>○麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可 書の写し」を添付して下さい。</li> <li>○病床数(減床に限る)の変更の場合は、事 前に「建物の構造概要、平面図の変更許可」 が必要です。</li> <li>○医療法人にあっては、①、②及び③に係る 変更の場合には、定款変更の手続が終了し ている必要があります。</li> </ul>
		個人	診療所開設届出事項一部変更届 (様式第8号)	<ul><li>③の場合</li><li>・【要確認】</li><li>⑤の場合</li><li>・変更前後の平面図</li><li>※その他必要な書類</li></ul>	1部(※注)	変更後 (10 日以内)	<ul><li>○開設主体を変更する場合は、診療所の廃止 及び新規開設の手続が必要です。</li><li>○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地 処分変更証明書等」を添付して下さい。</li><li>○麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可 書の写し」を添付して下さい。</li></ul>
	開設者に係る他施設の開設等の状況	個人	診療所開設届出事項一部変更届 (様式第8号)	_	1部 (※注)	変更後 (10 日以内)	
	①定款 ②寄附行為 ③条例	法人	診療所開設許可事項一部変更届 (様式第8号)	・変更前後の定款、寄附行 為又は条例 ・新旧対照表	1部 (※注)	変更後 (10 日以内)	○医療法人にあっては、①又は②に係る変更 の場合には、定款変更の手続が終了してい る必要があります。
	・管理者の住所、氏名	法人	診療所開設後届出事項一部変更届 (様式第8号)	・新任者の免許証及び臨床 研修修了登録証の写し ・履歴書	1部 (※注)	変更後 (10 日以内)	<ul><li>○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地 処分変更証明書等」を添付して下さい。</li><li>※管理者は医療法人の理事就任が必須です。</li></ul>
		個人	診療所開設届出事項一部変更届 (様式第8号)		1部(※注)	変更後 (10 日以内)	<ul><li>○区画整理に伴う地番変更等の場合は、「換地 処分変更証明書等」を添付して下さい。</li></ul>
変更	<ul><li>・医師、歯科医師の氏名、</li><li>担当診療科目、診療日、</li><li>診療時間</li><li>・薬剤師の氏名</li></ul>	個人	診療所開設届出事項一部変更届 (様式第8号)	・新任者の免許証及び臨床研修修了登録証の写し	1部 (※注)	変更後 (10 日以内)	
	①従業者定員 ②敷地面積、敷地平面図 ③建物の構造概要、平面図	法人	診療所開設許可事項一部変更許可申請書 (様式第3号)	②の場合 ・変更前後の平面図(建物配置図を含む) ・土地の登記事項証明書 (原本)(拡張部分のみ) ・土地賃貸借契約書の写し (拡張部分のみ)(賃貸借契約を結ぶ場合) ③の場合 ・変更前後の平面図 ・構造設備の概要を示した書類	1部(※注)	事前 (2週間前まで)	○③に係る変更、かつ有床診療所の場合にあっては、「施設使用許可」が必要な場合があります。 【施設使用前検査手数料:21,000円(実地検査)】 【施設使用前検査手数料:5,000円(自主検査)】
		個人	診療所開設届出事項一部変更届 (様式第8号)	・放射線防護図 ・建築確認済証等の写し (建築確認が必要な場合) ・建物の登記事項証明書 (原本)(既存の建物を新たに診療所とする場合のみ) ・建物賃貸借契約書の写し (賃貸借契約を結ぶ場合) ※その他必要な書類	1部(※注)	変更後 (10 日以内)	○③に係る変更、かつ有床診療所の場合にあっては、事前に「施設使用許可」が必要な場合があります。 【施設使用前検査手数料:21,000円(実地検査)】 【施設使用前検査手数料:5,000円(自主検査)】
	①開設の目的、維持の方法 ②病床数、病床の種類ごと の病床数及び各病室の 病床数	法人	診療所開設許可事項一部変更許可申請書 (様式第3号)	②の場合 ・各病室の病床数等を記載 した変更前後の平面図 ※その他必要な書類	1部 (※注)	事前 (2週間前まで)	<ul><li>○医療法人にあっては、①に係る変更の場合には、定款変更の手続が終了している必要があります。</li><li>○②に係る変更にあっては、「施設使用許可」が必要な場合があります。</li></ul>

		開設者		手続内容			説明
		開設有	提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	1
	the d		診療所休止届		1部	休止後	
	休 止		(様式第9号)	_	(※注)	(10 日以内)	
							○診療用エックス線装置がある場合は、別
	廃 止						装置廃止の手続が必要です。
<主	な事例>		診療所廃止届		1部	廃止後	
1)	診療所を廃止する	_	(様式第 9 号)	_	(※注)	(10 日以内)	
2)	診療所を移転する						
3)	開設者を変更する(継承)						
			診療所再開届		1部	再開後	
	再 開	_	(様式第10号)	_	(※注)	(10 日以内)	
			診療所開設者死亡(失踪)届		1部	死亡(失踪)後	○戸籍法の規定による死亡又は失そうの届
	開設者の死亡・失踪	個人	(様式第11号)	_	(※注)	(10 日以内)	義務者が届け出て下さい。
				<ul><li>管理者にしようとする者</li></ul>			
	BB SULTY IVE ALL OF PAYS THE	/1771	開設者以外の者を管理者とする許可申請書	の免許証及び臨床研修	1部	事前	
	開設者以外の管理者	個人	(様式第12号)	修了登録証の写し	(※注)	(2週間前まで)	
				・履歴書			
	O DATE The state of the settle		2以上の診療所管理許可申請書		1部	事前	
	2以上の診療所管理	_	(様式第13号)	_	(※注)	(2週間前まで)	
	市民港到底。20.500 6 10		専属薬剤師免除許可申請書		1部	事前	
	専属薬剤師の設置免除	_	(様式第14号)	_	(※注)	(1月前まで)	
				・エックス線室、隣接室及			○診療所の新規開設等により、新たに装置:
				び上下階の室を明示し			設置した場合。
				た平面図及び側面図			
	⊃n. ==		診療用エックス線装置設置届	・施設の防護に関する検	1部	設置後	
	設置	_	(様式第18号)	査、測定結果又は遮蔽計	(※注)	(10 目以内)	
				算書			
				・管理区域を明示したエッ			
				クス線関係室の平面図			
診				・変更前後の診療用放射線			○装置を更新、追加、廃止、又は設置場所
疹				装置等に係る図			変更する場合。
畑 用				(装置等のほか、使用室、			※装置を全て廃止する場合は、「診療用エッ
エ		_		隣接室及び上下階の室			ス線装置廃止届」になります。
ュッ				を明示した平面図及び			
クク				側面図)			
ス				・施設の防護に関する検			
線			診療用エックス線装置等変更届 (様式第28号)	査、測定結果又は遮蔽計	1部	変更後	
装	変  更			算書	(※注)	(10 日以内)	
置				・管理区域を明示したエッ	(/•(12)	(10 14 511 4)	
等				クス線関係室の平面図			
•				・変更する装置等の概要			
				(診療用エックス線装置			
				設置届(様式第18号)			
				に係る様式中の表)			
				・医療機関における装置等			
				一覧			
	廃 止 -		診療用エックス線装置等廃止届	・廃止する診療用放射線装	1部	廃止後	○診療所の廃止等により、装置を全て廃止
		_	(様式第29号)	置等に係る平面図	(※注)	(10 日以内)	る場合。
				・廃止する装置等一覧			
				・使用室、隣接室及び上下			
				階の室を明示した平面			
そ	診療用高エネルギー放射	_	診療用高エネルギー放射線発生装置設置届	図及び側面図	1部	事前	
Ø	線発生装置の設置		(様式第19号)	・施設の防護に関する検	(※注)		
他				査、測定結果又は遮蔽計			
放				算書			
射	診療用粒子線照射装置の			・管理区域を明示した放射			
線			at the part of the second of t	線診療関係室の平面図			
関		_	診療用粒子線照射装置設置届 (様式第20号)	・同時ばく射等の防護措置	1部	事前	
係	設置			の内容を記載した書面	(※注)		
				(使用室内でエックス線 装置を併用する場合)			
_				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

				手続内容			
		開設者	提出書類	添付書類	提出部数	提出時期	説明
	診療用放射線照射装置の 設置	_	診療用放射線照射装置設置届 (様式第21号)	・使用室、貯蔵施設、放射線治療病室、隣接室及び 上下階の室を明示した 平面図及び側面図 ・施設の防護に関する検 査、測定結果又は遮蔽計	1部 (※注)	事前	
	診療用放射線照射器具の 設置	_	診療用放射線照射器具設置届 (様式第22号)	算書 ・管理区域を明示した放射 線診療関係室の平面図 ・同時ばく射等の防護措置 の内容を記載した書面 (使用室内でエックス線 装置を併用する場合)	1部(※注)	事前	
	診療用放射線照射器具の	_	診療用放射線照射器具使用予定届	_	1部	事前	○翌年(1/1~12/31)分を前年 12/20 までに
	使用		(様式第23号)		(※注)	(12/20 まで)	提出。
	放射性同位元素装備診療機器の設置	_	放射性同位元素装備診療機器設置届 (様式第24号)	・使用室、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図 ・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書 ・管理区域を明示した放射線診療関係室の平面図	1部(※注)	事前	
その他放射線関係	診療用放射性同位元素の 設置	_	診療用放射性同位元素設置届 (様式第25号)	・使用室、準備室、貯蔵施設、放射線治療病室、廃棄施設、隣接室、上下階の室及び院内の廃棄経路等を明示した平面図及び側面図・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書・管理区域を明示した放射線診療関係室の平面図	1部(※注)	事前	
	陽電子断層撮影診療用放 射性同位元素の設置	_	陽電子斯層撮影診療用放射性同位元素設置届 (様式第26号)	・使用室、準備室、貯蔵施設、放射線治療病室、廃棄施設、隣接室、上下階の室及び院内の廃棄経路等を明示した平面図及び側面図・施設の防護に関する検査、測定結果又は遮蔽計算書・管理区域を明示した放射線診療関係室の平面図・その他様式中に規定する書類	1部(※注)	事前	
	診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を含む)の使用	_	診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影 診療用放射性同位元素使用予定届 (様式第27号)	_	1部 (※注)	事前 (12/20 まで)	○翌年(1/1~12/31)分を前年 12/20 までに 提出。
	診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を含む)の廃止後の措置	_	診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影 診療用放射性同位元素廃止後措置届 (様式第30号) (様式第30号)	・放射性同位元素の汚染状 況及び汚染除去後の測 定結果 ・放射性同位元素によって 汚染された物の譲渡、又 は廃棄に係る受領書等 の写し	1部(※注)	廃止後 (30 日以内)	

※注 控えが必要な場合は、1部余分に作成し提出時にお持ち下さい。

郵送による提出で控えが必要な場合は、必ず控え分と併せ切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。